

平成 29 年 3 月 15 日

各位

ペットフード公正取引協議会 事務局

医薬品医療機器等法に基づくペットフード等の表記に関する問合せ窓口について

平素は、当協議会の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、医薬品医療機器等法に基づくペットフード等の表記に関するお問合せ窓口について、農林水産省と相談の上、改めて以下の通り整理致しました。当協議会発出の『ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドライン』に掲載しておりますお問合せ先につきましては、平成 29 年 11 月頃を目途に変更させていただく予定ですが、取急ぎご案内致します。

記

1. ペットフード公正取引協議会にご加入の事業者様の場合(変更なし)

ペットフード公正取引協議会 事務局までメールにてお問合せ下さい。事務局からお答え、もしくは、事務局を通じて農林水産省に確認させていただきます。電話での御相談にはご対応致しかねます。

メールアドレス : info@pffta.org

2. ペットフード公正取引協議会に未加入の事業者様の場合

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬事監視指導班

メールアドレス : yakuji_kanshi@maff.go.jp

※ 国内販売品については、各都道府県の薬事担当主務課にもお問合せいただけます。

各都道府県庁 代表電話番号 から薬事担当主務課あてにお問合せ下さい。

※ 何れのお問合せの場合も、ご自身で局長通知、課長通知、ガイドライン及び事例集の内容を確認した上で、具体的な表記案及び質問点を整理してからお問合せ下さい。

※ ペットフード公正取引協議会及び薬事監視指導班あてにお問合せの際は、農林水産省ホームページの下記URLに掲載されております「該当性確認依頼書」をご利用下さい。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/index.html#hani

※ 何れも極めて少人数で業務を行っており、お問合せの内容によっては、回答迄に相当程度日数を要する場合がございます。予め、御理解賜りますようお願い致します。

※ なお、ペットフード安全法に基づくペットフードの表示については、各地方農政局にお問合せ下さい。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_toiawase/nousei_kyoku.html

以上